

令和元年第2回紀の川市議会定例会 第2日

令和元年 6月 9日（日曜日） 開 議 午前 9時26分
散 会 午後 0時13分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計管理者	前 川 永 治	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	議事調査課長	片 山 享 慈
議事調査課主幹	岩 本 充 晃	議事調査課副主任	細 谷 勇 紀

（開議 午前 9時26分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

本日、6月9日は日曜日ですが、議事の都合により特に会議を開きます。

また、議会広報用に会議中、議場内を撮影させていただきますので、御了承願います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） はじめに、2番 上野宗彦君の一般質問を許可します。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長から許可がありましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

質問の内容は、通学費の安全対策と見守りGPSサービスの助成についてであります。

子どもたちは小学校入学を機に、徒歩での通学などで行動範囲は大きく広がります。保護者の皆さんとしては、通学時の交通事故や子ども狙った犯罪に巻き込まれないか毎日心配です。

それから、通学時に大きな地震などの自然災害が起こることへの不安もあります。核家族化が進み、共働きの家庭も多く、昔のように家族の誰かがいつでも家にいる、そんな時代ではありません。

子どもは学校や保護者だけでなく、地域で守っていく必要がありますが、人口減少と高齢化が進む時代の流れとともに、地域での見守りも昔と比べて手薄になってきていると思われる今、時代の流れに沿った子どもの見守り方が必要になってきていると思います。今後、未来に向け、どう考え、対策をしていくのか質問させていただきます。

まず、現状から聞かせていただきますが、通学時の地域の見守り活動はどのようになっていますでしょうか。スクールサポーターや協力いただいているボランティア団体の人数の推移と活動頻度の現状をお答えください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） 改めまして、おはようございます。それでは、答弁をさせていただきます。

子どもたちが安全に安心して学べる環境を整えるということは当然であり、教育委員会、

学校においても最重点に取り組んでいるところであります。通学時は、特にさまざまな危機管理が必要となります。

登下校時の安全対策については、学校でできることには限りがあり、子どもの安全を確保するには、保護者を含む地域の方々の御支援が不可欠であります。

データとしまして、地域共育コミュニティによる見守りボランティアにおきましては、平成28年度では延べ3,381人、平成29年度では延べ3,460人、平成30年度では延べ3,936人に及ぶ地域の方々に御支援をいただきました。そのほか、スクールサポーター、青少年健全育成推進協議会、民生児童委員連絡協議会などさまざまな方々の御支援もあり、見守り活動を行っていただいております。

今後においては、この共育コミュニティの組織活動を核として、見守り活動を推進していきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

上野議員御質問の通学時の地域の見守り活動につきまして、協力いただいているボランティア団体の人数の推移と活動頻度の状況について、危機管理部からお答えいたします。

本市では、道路交通の安全を保持するため、交通指導員を委嘱しております。指導員数は、平成30年度末時点で53人です。人数の推移として、平成29年度末で52人、平成28年度末で53人、平成27年度末で56人という状況でございます。

交通指導員設置条例では、定数70人以内となっておりますが、あくまでも70人とは上限であって必要人数ではございません。しかし、指導員は高齢者の割合が高いので人員数が減少傾向とならないように、現指導員には通年新たな指導員の勧誘をお願いしている状況でございます。

次に、活動の現状や頻度でございますが、主な活動としましては、通学路等の街頭指導でございます。

毎月2回、基本1日と15日に登校時の主に小学生の通学路において、児童に対しての交通指導、その他の活動として啓発活動では、四季の交通安全運動期間に啓発物資を使い、スーパー等の店舗で交通安全を呼びかけています。

また、市で開催しています祭りなどの大きなイベントには、交通整理をしていただいたり、交通安全・指導に関する研修も毎年2回開催し、交通安全思想の普及及び交通安全の指導に御尽力をいただいております。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 本市も人口減少、高齢化が進む中ではありますけれども、今お答えいただいたように、今現在も地域のたくさんの方々に御協力いただいて、子どもたちを見守っていただいているということはわかります。

そんな中ではありますが、子どもが犠牲になる痛ましい事故・事件が他県で起きておりま

す。滋賀県大津市での車の暴走事故、それから神奈川県川崎市での無差別殺傷事件であります。これらは、保育所、学校が悪いわけではないと私は考えますが、今後、子どもが犠牲になるというようなことは絶対に避けなければなりません。

それを踏まえて、行政としてどう通学時の子どもを守るのか、こういった事故・事件を踏まえ、どう地域の見守りを強化していくのか、考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、あわせてですが、防犯カメラの設置も子ども狙った犯罪の抑止につながると思います。普及の現状と設置増加に関する考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 教育委員会として、先日の川崎市の事件当日のその日において、まず全小・中学校に子どもたちへの指示事項等について指導を行うとともに、スクールバスの委託先業者と連携協議を行い、注意喚起の確認の中で業者の好意からサスマタの配備もしていただけたといった約束を交わしたところでございます。また、その翌日には危機管理部と共通認識を得るということで、青少年センターや地域のボランティアさんの見守り活動において、日ごろの感謝の意を込めて引き続きの御支援、御協力をお願いするという確認と、こういった事件を防止するには、やはり犯罪に手を染めにくい雰囲気、環境を地道に形成していかなければならないと再確認をしたところであります。

なお、校長会においても、地域の社会教育指導員を通して、共育コミュニティとの連携による見守り活動の強化、また学校運営協議会において、登下校時や放課後の子どもたちの安全・安心の確保を地域の課題として協議していただき、具体的な取り組みの推進につなげるよう指示をしたところでございます。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 防犯対策の有効な手段となります防犯カメラの設置事業ですが、平成29年度から市単補助事業として事業を開始しています。

補助率は2分の1、補助の上限額は1台あたり10万円で、1自治区当たり年間2台までとなっております。区長要望で申請を受け付け、設置後の管理はそれぞれの自治区でお願いしています。

実績については、平成29年度は1地区1台、平成30年度は3地区で合計5台となっております。増加している状況であります。

また、本事業以外となりますが、市内防犯カメラの設置状況につきましては、全ての市立保育所に各1台ずつ、小学校では16校で55台、中学校では5校で26台を設置しています。ただし、鞆渕小・中学校での設置校の数、設置台数は、小学校に入れております。市内の駅では、JRは打田駅のほか3駅、貴志川線は貴志駅と甘露寺前駅に全6駅の駐輪場に1台ずつ防犯カメラを設置してございます。

去る5月28日に発生しました川崎殺傷事件について、報道では非常に対応が取りづらい事件であるとのことですが、防犯カメラの設置により犯罪の抑止効果があり、犯罪には「突発的な犯罪」と「計画的な犯罪」がありますが、防犯カメラは計画的な犯罪を減らす

ことができると言われています。

また、一方では、防犯カメラの設置時にはプライバシーの侵害にも配慮する必要があり、地域の御理解も必要となります。防犯カメラの周知方法については、補助申請が個人個人の判断による必要な設置場所の要望ではなく、各自治区で必要な設置場所を検討し、取りまとめていただき、区長様が自治区の要望として申請する形をとっているため、各地域の区長会において説明・周知しておりますが、個人申請ではないため、あえて市ホームページ、市広報では周知しておりません。

しかし、今後、設置の数増加を図るためには周知内容を検討し、市ホームページや市広報の周知も検討する必要があると考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 今後も、より一層の注意喚起と啓発活動に注力いただいて、子どもたちの見守り活動を、人の目とか防犯カメラの目というのは一番防犯事故防止につながると思っていますので、より強化をいただきたいというふうに思います。

では次に、昨年6月に起きた大阪府北部地震、これも登校時に発生しましたがけれども、それを受け、子どもと連絡がとれず不安だった保護者らの連絡用に「携帯電話を持たせたい」という声から、スマートフォン持参での登校を許可する動きが大阪を中心に出てきました。

しかし、スマホ持参での通学というのは、歩きスマホの事故が非常に危険で心配であります。私は、早い段階から子どもらにスマホを持たせて通学させることにはかなり抵抗があるほうなんですけど、今後、本市としてスマホ持参通学に関してどう方向づける考えか、聞かせていただきたいとします。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 現在、原則スマートフォンの持参は禁止とすることで、各家庭の事情により申し出が認められれば、学校生活の中では教職員の預かりということで許可をしています。

やはり、自由にしますとさまざまなリスクや悪影響が懸念されますので、今後も引き続きその方針を維持していきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 今、言われましたように、スマホはいろいろなリスクがありますので、自由に許可をしないという方向性は、今後も引き続き続けてもらいたいというふうに思います。

保護者の中には、携帯はまだ持たせたくないけど、防犯ブザーだけじゃ心配だと思っている保護者も多くいるんですね。そこで、携帯やスマホではなくて、GPSに特化した小型端末を子どもに持たせたいという声もふえてきております。

今のGPS端末は非常に精度が上がっていて、利便性が高いものであります。少し紹介させていただきますと、大きさは消しゴムを少し大きくしたぐらいのサイズですので、負担がなくランドセルに入れておけるわけですね。特に操作をしなくても、登下校や位置情報が保護者のスマホのアプリに通知されますので、保護者として安心ですし、外で仕事もできるわけですね。あと、電話ではないので通話機能はついていないので、操作しながら歩くことがない。先ほど言いましたように、歩きスマホですね、そういった心配性がないので、連絡が直接とれなくても位置情報がわかれば、お隣、警備会社が駆けつけられるというような、そういった安心感もあるわけです。

今、こういう子ども見守りGPSのサービスを警備会社とかセキュリティー会社などが提供しているんですね。これの契約費用を一部市で助成するというのはどうでしょうか。

当然、家までの距離の差とか家族構成の違いもあるので、希望者に限定する形となるでしょうけれども、スマホを持たせなくてもある程度安心して子どもを通学させることができると思います。

当然、まずは地域の見守りを強化していくとか、防犯カメラの増設進めるということが必要不可欠ですけれども、先々高齢化などで地域の見守り力が低下してきたとしても、こういったことでカバーできると思いますし、こういったGPSサービスの助成に関して検討はどうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 子どもにかかわる事件や事故が多い昨今、保護者の気持ちを察すれば、議員御提言の本件については十二分に理解ができるところであります。

教育委員会としましては、まずは人間の目、人間の活動による事件・事故の防止・抑止に努めてまいりたいということで、地域の方々から大きな御支援・御協力をいただいておりますが、それと並行して科学的な対策としてGPSの利用というのも有効な手法の一つとっております。

今後、GPSの保護者負担に対する助成について、関係機関等と協議をする中で十分研究・検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 検討を進めていただきたいというふうに思います。

最後に言わせていただきます。教育長に質問をさせていただきます。

通学時の子どもの見守りについて、保護者、学校、地域で今後どう強化していくのか。私、GPSサービスの話も入れましたけれども、そういったことも導入支援についても含め、未来への展開を教育長から見解を聞かせたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 上野議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、先日、川崎市で発生した事件については、大変痛ましくあってはならないことと強い憤りを感じております。希望に満ちた未来を一瞬に奪われた子どもの無念、また保護

者の方の悲しみを思うと断腸の思いであります。心から哀悼の意を表したいと思えます。そして、けがを負った児童の一日も早いけがの回復、心の傷の回復をお祈りいたします。

さて、議員御質問の子どもの見守りについてであります。先ほどから部長が答弁しましたように、紀の川市教育委員会として、子どもが安全で安心して学べる環境を整備することを最重点に、学校を含め取り組んでいるところであります。

通学時の安全確保については、安全教育の充実を図るとともに、スクールサポーターや地域教育コミュニティのボランティアを初めとして、さまざまな団体の皆様に御支援をお願いし、見守りをいただいております。

今後は、さらに学校における安全教育の充実と学校運営協議会を通して、学校と地域のより連携した関係を築き、市内学校間の連携強化、関係機関との情報や取り組みの供用を図り、紀の川市の教育テーマである「生涯教育」（ともに育み生涯学ぼう）、より一人でも多くの市民の皆様に御理解をいただき、より多くの市民の皆様とともに子どもたちを見守り、育ててまいりたいと考えております。

同時に、より効果的な、科学的な機能を生かした見守りにについても、十分に研究を重ねてまいりたいと考えますので、議員の皆様方の御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

〔上野議員「以上です」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、上野宗彦君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、21番 川原一泰君の一般質問を許可いたします。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（質問席） おはようございます。

きょう、こうして1年に1回の日曜日の一般質問ということで、ただいま議長から許可をいただきました。

質問を行いたいと思えますが、私のきょうの質問については、分割方式でお尋ねをしていきたいと、このように思っております。

中身については、京奈和関空連絡道路の建設に向けての紀の川市のこれからの対策はということでお尋ねをしてまいりたいと、このように思っております。

京奈和高速道路の紀の川インターから関空に向けての道路の建設については、紀の川市の住民の皆さんもある程度のことには知っておられると思うんですが、中身については割合御存じでない方がまだ多いんじゃないかなと、このように思います。

紀の川インターから上之郷に向けての約8キロ、この8キロのトンネルを抜きますと、紀の川インターから上之郷まで約8分で通行できるという話を聞いてございます。こういったことが紀の川市民の皆さんの中に、まだ御存じでない方が非常に多いんじゃないかなと、このように私、思っております。

そういう中で、この道路が完成いたしますと、周辺の地域並びに自治体にはかり知れな

い経済効果というものが出てくると、これは誰しも感じていることだろうと思います。

特に、紀の川市は一番の課題でございます人口減少問題、この問題についてもこの道路ができることによって移住・定住の問題を初め、非常に影響してくると、いい意味で影響してくるということでございまして。それと、紀の川市をこれから発展的方向にずっと連れていこうとしている我々自治体の中で、いろいろな政策を駆使して、そしていい方向に持っていこうとするんですが、この道路ができることによって、さらにやろうとしていることの後押しをしっかりとってくれる、これは間違いなく言えることだろうと思います。

そういう状況の中で、道路に関係している各自治体があるわけなんです、大阪府側で4市3町、奈良県側で5市、和歌山県側で5市5町、トータルにして14市8町、自治体全部で22ですか、この自治体によって京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会というんですか、えらい長い名前でございますが、これを立ち上げて、そして必要に応じて、国であり、大阪府であり、和歌山県であり、要望を上げていただいている立場でございます。

そういう状況の中、今現在のまず一つ目のお尋ねでございますが、期成同盟会の進捗状況、これをひとつ御答弁いただきたいなど。

そして、あと一つは、平成31年3月で終わりましたけれども、道路建設に向けての7項目にわたっての調査ですね、これがこの3月で一応終わったように聞いてございます。そして、4月からは新年度になっているわけなんです、4月からはどういうことをしていくんよということになるんですが、道路周辺の企業のアンケートをとっていき、さらにまた、今まで調査をしてきた中身をしっかりと分析をして、そしてその足りない部分をしっかりと調査していくというような方向になってくるんじゃないかなと、私個人的には思っているんですが、そういう段階に来ているんです。

そういう状況の中、昨年10月でしたか、ふるさとセンター大ホールを使って、紀の川市の住民皆さんがしっかりこの道路建設に向けての意気を上げていこうということの中で、「京奈和関空連絡道路の集いin紀の川市」でしたか、こういった一つの大会を800人からの方々、市民も含め、関係者含めて、ふるさとセンター大ホールに集結していただいて氣勢を上げたことがございました。これも非常に盛会のうちに終われたなど、私個人的にはそう思っております。

そういう状況の中で、これからこの道路建設に向けて紀の川市はどのような建設的対策を前に出していくのか、この点についても、2点目として御答弁をいただきたいなど。

1回目の質問として、この2点について、ひとつ御答弁いただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、まず京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会の進捗状況についての御質問ですが、御存じのとおり、平成27年7月に大阪府7市町、和歌山県10市町で結成し、その後、平成29年12月に奈良県5市を加え、現在2

2の市町で同盟会を結成、毎年、国土交通省、大阪府、和歌山県への要望活動や市民・企業等に向けた啓発活動を行っているところでございます。

昨年10月の期成同盟会の総会では、副会長に奈良県側代表として五條市長が就任し、泉佐野市長と2名体制となりました。

要望活動としましては、直近では本年1月に紀の川市長、泉佐野市副市長、五條市長、同盟会顧問である県議会議員、府議会議員で、近畿地方整備局長及び大阪府知事にそれぞれ強く要望を行ってまいりました。

この要望に五條市長が同行していただいたことで、奈良県側から京奈和自動車道を経由し、関西空港方面へのルート目線で、この道路の必要性を強く要望していただき、さらに広域的かつ強固な組織としての要望活動となりました。

次に、啓発活動としまして、市民や地元企業向けに昨年10月に本市で2回目となる「京奈和関空連絡道路の集いin紀の川市」を粉河ふるさとセンター大ホールで開催、公益財団法人東亜総研代表理事・会長の武部 勤様を講師に迎え、特別講演や市民代表による期待の発表等の催しに800人余りが会場に集結し、この道路構想実現のための機運が着々と高まってきている状況でございます。

また、期成同盟会としてこの道路構想を加盟市町の人々に周知してもらうため、昨年ステッカーやポケットティッシュなど啓発用グッズを作成し、窓口やイベント等で配布していただいているところでございます。

次に、市としてどのような建設的な対策を講じていくのかとの御質問ですが、期成同盟会としての要望活動や啓発活動をさらに活性化していくため、組織として連携を蜜にしながら、他市町を強力に牽引し活動していかなければならないと思っております。市独自でも、全体区長会や県政報告会など市民が多数参加する会合等でパンフレットや啓発グッズを配布するなど啓発活動に努めているところでございますが、今後もさらにイベントなどでPR活動を地道に続け、内外にこの道路の必要性を強く発信していく必要があると考えます。

また、大阪府、和歌山県、泉佐野市、紀の川市の4者による京奈和関空連絡道路調査検討会では、平成28年度より構想の具体化に向けた調査を継続的に実施し、今年度も京奈和関空連絡道路の周辺地域に立地している企業を対象としたアンケート調査などを予定しておりますが、今後も4者による調査を続けていくことで、国に対し強い意気込みを見せていかなければならないと考えております。

しかしながら、現実的な問題として、実現への道のりはそう簡単なものではないと認識しております。そんな中、昨年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、重点的に支援する制度が設立されました。本年4月には、和歌山県内では既設の路線として、国道24号、26号、42号、京奈和自動車道、近畿自動車道などが指定され、今後は構想計画中の路線も含め指定されると聞いておりますので、本路線が「重要物流道路」として位置づけされるよう関係機関と協議

しながら国に強く要望してまいりたいと考えます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（質問席） 再質問をさせていただきますが、この道路ができると、北向いて走れば泉佐野、南向いて来れば紀の川市、こういう形になっているわけなんです。この2市は22の自治体でつくられております期成同盟会の中においても、先導的な役割を果たされておると。

特に、中村市長が期成同盟会の会長をされているということもあって、紀の川市がいわゆる先頭に立って期成同盟会を引っ張っていただいているような状況になってございます。

そういうことを考えるときに、これは私の個人的な考え方でございますが、国であり、大阪府であり、和歌山県であり、三つの部署の動向いかんにもよりますけれども、タイミングをしっかりと見定めて、紀の川市の本庁の中に道路建設に向けての専門的部局を立ち上げて、しっかりこれからのさらなる紀の川市の勢いというものを前に出していくべきではないかなと、このように私個人的には思うんです。このことに対して、執行部はどのようにお考えになられているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（自席） 専門部署をつくって取り組んではとの再質問でございますが、今現状は、道路河川課の建設総務班内に期成同盟会の事務局を置き、要望活動や啓発活動の事務を行っているところでございます。

この道路の実現ははかり知れない経済効果があり、実現すれば経済情勢、人の動き、移住・定住の考え方が一変し、市にとってはまさに夢の道路となることと確信しておりますし、実現可能な、実現しなければならぬ構想だと思っております。そのためにも、専門部署をつくって対外的に意気込みを知ってもらうことも必要であると認識しておりますので、今後の国や府県の動きを注視しながら、現状より一歩前進した動きになってきた時点で、庁内関係部署と協議し検討してまいりたいと考えます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 新たな専門部署を設置して取り組んではどうかという川原議員の御質問に、企画部からお答えいたします。

昨年度、平成30年度から9年間を計画期間として策定し取り組んでおります「第2次紀の川市長期総合計画」においても、京奈和関空連絡道路の実現に向けた取り組みは、重要な政策の一つとして掲げているところでございます。

建設部長の答弁にもありましたが、紀の川市は和歌山、大阪、奈良の22の市町の先頭に立ち、早期実現に向け取り組んでおります。

京奈和関空連絡道路の整備により、紀の川市におきましても人口減少の流れに対し大き

な効果が期待でき、さらに重要物流道路として実現することにより、企業の誘致促進や観光の活性化など、地域の活性化にはかり知れない効果が期待できるものと考えております。

京奈和関空連絡道路の整備は、幅広い分野において大きな効果を期待できることから、建設部を初め関係部署とともに、今後の国、県の動向を見きわめながら、紀の川市の今後の発展に向けた新たな専門部署創設の必要性について検討を進めていく必要があると考えております。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（質問席） それでは、再々質問を市長に御答弁いただきたいと思っております。

一つ目は、先ほどから申し上げさせていただいております国、大阪府、和歌山県の動向を見ながらでございますが、そのタイミングを見て紀の川市本庁の中に専門部局を立ち上げて、そしてさらに紀の川市の勢いというものを、思いというものをしっかり前に出していくべきではないかということをお個人的には思っているわけなんです、このことに対して、市長に見解をお聞かせいただきたいなど。

それと、二つ目でございますが、先ほど建設部長のほうから御答弁いただいた中に、国交省の新しくできた制度の中に、「重要物流道路の指定」という言葉が出てきてございます。この京奈和関空の道路も指定を受けると、非常に前向きに進めていくのがやりやすくなると、国の支援がスムーズにいただけるようになるということでございます。そういうことではございますが、なかなか指定を受けるのも恐らく政治的な圧力が要るのではないかなと、このように私、思うんです。

そういう考え方の中で、また私個人の考え方でございますが、中村市長の政治手腕をもってこの重要物流指定の道路の指定という、この指定を受けるためにひとつ御尽力いただけたらかなと、このように私思うんですが、その点について市長のお考え、お聞かせいただけたらかなと、このように思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の関空へ通ずる道路の問題についての答弁をさせていただきますと思います。

冒頭申し上げますが、私がこれ言い出しべえで、合併直後から考えておった状況の中で、平成27年に泉佐野と話をし、設立できて、先ほどから議員なり、また担当から答弁のあったとおり、泉南地域では7市町、和歌山県では10の市町、奈良県では5市という期成同盟会が立ち上がって積極的に取り組みをしていただいておりますし、今、これからの頑張っていくことについては、企業もまた、特に運送業界、そして多くの周辺の住民の皆さん方にも参加をしていただいて、声を大きく、東京まで聞こえるような期成同盟会にしていきたいなど。

そう思っているやさきに、先ほどからお話のあった重要物流道路という制度ができて、4月に既存の和歌山県では26号、24号、42号というところが京奈和と指定を受けておりますが、今度新たに今年度中に新規な、まだこれからの取り組む道路についても指定をしていくということの中で、過日、東京に行き、国土交通省に陳情に行こうかなということ、まずお名前を挙げますが、二階幹事長に相談に行きました。そら行かんでもええわ、わしとこ呼ぶということで、国土交通省の職員を幹事長室にお呼びをいただいて、関空、上之郷、泉佐野、この道路、何とかしたいということでいつも紀の川市は陳情に来ているんだが、何とかなるかというふうな相談を私の前でしていただきました。

もちろん、局長個人で決定はできませんし、新規な道ですから、また当初取り組んでいく中で、この道路については和歌山側、また泉南側等とこの道路網の形態を見ると、阪和道路、そして京奈和、京奈和が阪和道路につながる、この状況の中で、高速道路をこの紀の川市から上之郷へ通ずる道路必要かなと思うくらい範囲が狭いわけですね。

そして、500億、600億かかると言われる投資をして、それだけの地域発展、波及効果があるかどうかという、その問題がまず出てくるわけなんです。

そのいろいろな苦難を乗り越えて、調査し採択をいただくことが先決であります。先ほど、川原議員から質問あった市に専門的事務局をとということではありますが、今ちょっと期間をいただいて、もうちょっと前進した時点でその設置は考えていきたいと、そう思っております。

それと、この物流重要道路という指定、今年度中に議会の皆さん方にも東京と一緒に陳情にも行っていただくようなことにもなるかと思えますけれども、この分についてはぜひとも力を入れていきたいと、そう思っておりますが、先ほど部長も申し上げたように、本当に新規な道をつけるということはなかなか大変なことであります。何十年かかるかわからない。しかし、言い続けており、また運動展開、地域の皆さん方の努力、県の努力、そういうことも一緒になって取り組んでいくことが実現の早道だと。

その一つとして、私はこの間もいろいろ相談しましたが、京奈和の4車線化、また今度お願いしている道路等については、有料道路で結構ですということの中で、それだけ必要性を思っておりますので、早期取り上げをしていただきたいということを陳情しているわけで、今後ともわしだけのこれ夢みたいな発想で今日に至っているわけなんです。ぜひとも皆さん方に協力を、もちろん22の大阪、和歌山含む、奈良を含む市町にお願いをせないかんわけではありますが、まず先頭に立って紀の川市がそのことに取り組んでいって、まず採択、調査いろいろと前向きに進展していけるように精いっぱい努力をしていきたいと、そう思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げて、十分な答弁にはなりません。答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、12番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

12番 榎本喜之君。

まずは、各種行政計画の周知についての質問を許可いたします。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 議長の許可が出ましたので、各種行政計画の周知についてから一般質問をさせていただきます。

本市には、将来におけるあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針としての長期総合計画を初めとし、健康増進計画、障害者基本計画、地域福祉計画、学校教育指針、次世代育成支援行動計画、社会資本総合整備計画、都市計画マスタープラン、農業振興整備計画、地域防災計画・水防計画、ハザードマップなど、さまざまな分野での計画などがあります。これら計画などには、全戸配布されているものも一部ありますが、市ホームページのみの公開がほとんどとなっています。

しかし、高齢者方など、ふだんからインターネットを利用できる状態にない人たちにとっては、これは見ることが容易ではありません。インターネット利用で見る以外では、図書館にこれらの計画は置かれていますが、通常の貸し出し本というよりも、どちらかというと行政資料として集められ保管されていると言ったほうがよい状態です。

市の基本となる長期総合計画には「協働」、ともに進めるためとして、個人一人で行えること、地域みんなで行えること、企業・NPO団体・事業者等で行えることが書かれています。これらは、広く市民に知ってもらわなければならない事柄なのではないでしょうか。

その知ってもらう手段の一つとして、本庁舎市民スペースや総合待合、各支所や出張所、窓口待合にこれらを閲覧用に置いていくことはできないでしょうか。本市では、窓口で長時間待たせることなくサービスの提供を行っていると思いますが、少しの時間でも目のつくところに置き、見てもらうということは意義のあることだと考えます。全戸配布には高額の予算も必要ですが、閲覧用として置いておくというのは、現在ある在庫数でもできるのではと考えます。

市の将来像をどう考えているか知ってもらう、ともに行動してもらう方法として実施できないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 榎本議員の御質問に企画部からお答えさせていただきます。

昨年度、平成30年度から9年間を計画期間として策定しました「第2次紀の川市長期総合計画」におきましては、紀の川市の将来像である「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を実現するため、五つの政策目標と40の基本施策を設け、計画の実現に取り組んでおります。

この40の基本施策において、榎本議員の御指摘のとおり、市民の皆様が個人で取り組めること、地域の皆様で取り組めること、企業やNPO法人など事業者の皆様で取り組め

ることを明記しており、行政とともに協働で長期総合計画を進めていくことについて、広く啓発する必要があると考えております。

現在、紀の川市が策定している計画等は67あることから、特に市民の皆様を知っていただきたい計画を中心に、閲覧していただくため配置するものや計画の概要を集約し、担当部署を紹介する資料などと議員の御提案の方法も参考にさせていただき、配置する範囲や方法について関係する部署と調査を進め、本庁舎、支所及び出張所の窓口付近への設置に向けた検討を今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

〔榎本議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、振り込め詐欺など特殊詐欺の対策についての質問を許可いたします。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 続いて、振り込め詐欺など特殊詐欺の対策についての質問をさせていただきます。

「おれ、おれだよ」などと言って子どもを装って、高齢者などがらお金を振り込ませるいわゆる「オレオレ詐欺」と言われる犯罪が広く認知されるようになって20年近くなります。それから、架空請求詐欺、還付金詐欺などさまざまな手口が出てきて、2005年ごろより「振り込め詐欺」と呼ばれるようになりました。

それ以降も手口がどんどん新しくなり、総称として「特殊詐欺」と呼ばれるようになっております。被害額は、2014年には300億円を超えておりますが、警察や行政の努力、周知の徹底、市民自身の防衛力などさまざまな対策がとられ、銀行、郵便局などの金融機関で、またタクシー運転手などが水際で気づき、詐欺被害に遭わなくて済むというケースも出てきて、被害は減少にあると思います。

しかし、近年、電話で警戒されないような言葉を巧みに使い、家族構成、住所、資産の管理状況、たんす預金の有無などを聞き出してから直接強盗行為に及ぶ「アポ電強盗」と言われるものが出てきております。これは、もはや詐欺ではなく、特殊詐欺から確実にお金を手に入れるために空き巣のような手段も出てきているということです。

これらの犯罪のほとんどが、まず電話がかかってくることから始まります。その時点で防ぐ方法の一つとして、「この通話は自動に録音されます」といったメッセージが流れた後、呼び出し音が鳴る「自動通話録音機」があります。犯罪者の声が残し、証拠となることを嫌い、みずから電話を切り、リスクを冒さないであろうことから有効だと考えます。一定の条件は必要だと思いますが、この自動通話録音機を無償で貸し出しすることはできないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） 榎本議員の御質問についてお答えいたします。

議員の御質問のとおり、振り込め詐欺を含む特殊詐欺の手口につきましては、年々巧妙

かつ悪質化しており、特に高齢者の弱みにつけ込み、信用させ、だまし、預金口座へ振り込みをさせたり、現金等の手渡しが多い状況となっております。

詐欺に使う手段としましては、電話や郵便、携帯電話のメールなどがありますが、その中でも電話を手段に使うのが最も多い状況となっております。

和歌山県においては、和歌山県警のデータによると、オレオレ詐欺など特殊詐欺の被害認知件数は、平成28年は63件、そのうち紀の川市が1件、平成29年は95件、そのうち紀の川市が5件、平成30年は50件、そのうち紀の川市が4件となっております。

振り込め詐欺などの特殊詐欺の対策の一つとして、議員がおっしゃっている自動通話録音機は受話器に接続して使用するもので、電話がかかってくるときに「この電話は振り込め詐欺等の被害防止のため、会話内容が自動的に録音されます」と発信者側と会話をする前に、発信者側にアナウンスされるもので、振り込め詐欺等の特殊詐欺に対して一定の抑止効果が期待できると思われませんが、この機械と、5年以上前から各メーカーから販売されています自動通話録音機能つ電話機の一般家庭への普及と合わせても、全国的レベルでの被害認知件数は平成30年は若干減少したものの、それまではずっと増加傾向となっております。

つまり、これら機械の抑止効果で詐欺被害を免れた方もいたと思われませんが、それ以上に、年々特殊詐欺は複雑化・巧妙化していることから、被害認知件数も全国的にはふえているのだと思われま

す。また、議員がおっしゃられる「アポ電」、「アポイントメント電話」の略ですが、オレオレ詐欺や強盗などをする前に、警戒心を緩めたり、詐欺が可能かどうかチェックしたりする電話のことで、アポ電強盗は、アポ電詐欺の新しい手口として、指定された場所で現金を受け渡しするのではなく、現金を自宅に奪いに来る犯行です。それらの被害防止も、振り込め詐欺等の特殊詐欺の対策と同様、まず、在宅中でも留守番電話に設定する、知らない電話番号や非通知の電話には出ないことが挙げられています。

自動通話録音機の無料貸し出しや購入への補助等の事業について、和歌山県内において行っている市町村は、かつらぎ町と九度山町だけが満65歳以上のみの世帯に対して機械の無償貸与をしているとのことでございます。

本市においては、振り込め詐欺等の特殊詐欺の対策として、自動通話録音機の無償貸し出し、または機械購入への補助等の事業については、現在のところ実施する予定はございません。

しかし、再度、市の消費者生活、高齢者等の担当部署、県や県警、また関係機関との連携を密にし、高齢者対象の研修会の開催、市の広報やホームページ、市の防災行政無線での啓発、また県のきしゅう君の防犯メール、市のメール配信サービス等の加入を推進し、防犯啓発をさらに強めてまいりたいと思いますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

無償での貸し出しや購入補助というのは現在考えていないということで、非常に残念です。確かに、電機メーカーより発売されている同様の機能がついた電話機も普及してきているでしょうが、電話機はそんなに買いかえるもんでもないですし、また番号通知サービスに非通知、もしくは知らない番号というのが表示されるというのは、番号通知サービスに加入をしていなければならないということで、それもそんなに進んでいるとは思えません。

大半の被害は、都市圏に集中していて、それが地方にだんだんやってくる、もしくはまた地方でそれを模倣した模倣犯が出てくるといった感じで全国的に広がっていると思われませんが、水際の作戦ということでそういうことを実施してもいいのではと考えたところで質問させていただいております。

命を奪われるという最悪の自体が避けられるようにというふうに考えます。再度、お聞かせください。無償貸与などを考えていけないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 榎本議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、アポ電被害は、詐欺から強盗に悪質化しています。警察関係のホームページ等にもありますように、犯人の撃退方法は、「家族のきずな」であります。

息子や孫等を語るオレオレ詐欺犯人からの電話を見破り、被害に遭わずに済んだ人の多くは、犯人を見破った理由として、一つ目は、本物の息子や孫とは声や話し方が違った。二つ目は、話の内容に矛盾があったなどとのことです。このことから、ふだんの家族間の連絡頻度や共有する情報、信頼関係等がオレオレ詐欺等の被害防止と密接に関係していることがわかります。

オレオレ詐欺の被害者の9割以上が65歳以上の高齢者でありますので、特に高齢者の子や孫の世代に当たる方に対し、自分から家族と頻りに連絡をとるなどして被害に遭わないように注意をしてあげていただくことや、高齢者本人も積極的に子や孫に連絡し、特殊詐欺の対策について話し合いをしたり、電話での呼びかけ方、合い言葉を決めたりすること。また、誰にでも簡単にできる対策として、自宅電話を、在宅時であっても常に留守番電話に設定しておき、犯人と直接対応する機会を一旦遮断し、着信時の電話番号に心当たりがない場合は電話に出ないこと。仮にメッセージが入った場合でも、直ちに電話に出ずにかけ直すこと。電話に出る場合には、住所、家族構成などのプライバシーに係ること、家に多額の現金や資産があることなどは言わないことを啓発しております。

本市におきましても、これらのことも含め、先ほど答弁いたしましたように、市の消費者生活、高齢者等の担当部署、県や県警、また関係機関との連携を密にし、高齢者対象の

研修会の開催、市の広報やホームページ、市の防災行政無線での啓発、また県のきしゅう君の防犯メール、市のメール配信サービス等の加入を推進し、防犯啓発をさらに強めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 再々質問をさせていただきます。

市の現在の考え方はわかりました。災害時と同じように、まずは自分で守る、それについては私も同じ考えです。まず自分が守らねばとは思いますが。

そのことを、今答弁いただいたようなことを周知していくことは大事ですけれども、一つ目の質問でも言いましたが、高齢者の方々はインターネットにすぐつながれるような状況にない方が多数おられますので、紙媒体、直接その方のとこに届く方法での周知というか、そういう方法を考えてもらえればなと思います。

うちの母親も、もう72になり、つい数年前ですけども、家にこのような電話がかかってきました。そのときに、母も相手につられてでしょうけども、僕の名前を電話の相手に言うわけですね。言うて、僕は家にいてるところでうちの母親が電話の子機というんですか、あれを持ってきて、「喜之、おまえから電話や」と言うて電話持ってきたんですね。笑い話ですけど、本当におまえから電話やと、おれかけてないのに、目の前に見てもわかるのに、でもそういうふうにして僕が出て、相手は電話切らないんですよ。それが本当なのかどうかを確かめるように、威圧的な言葉で、「おまえ誰だ」とって、向こうから言うてくるて、あれは高齢者にとっては物すごい怖いことだなと、僕も電話に出て初めて思いました。そういうのからすると、巧みにだますという、だます側はそら巧みにするんですけども、だまされたほとんどの人は、私は大丈夫やと思ってたと言う人がほとんどであるということから、もっと無償貸与ができないならば周知の方法をいろいろ考えていただきたいと。

先ほど言うたように、個々に届くところに、敬老会で主催者が、オレオレ詐欺に気をつけましょうと挨拶をしてくれたり、また防犯のステッカーを配布してくれたりもしていますけれども、敬老会の案内を出す案内文に入れたらどうですか。紀の川市内にもっと届くんじゃないんですか。簡単に思うんですね。そういうふうな方法とかまた検討していただいて、できればその中に自動通話録音録音機というものの効果等を入れていただいて、それもPRしていただいたらと考えますので、再度、その広報の方法とかについてまた答弁いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 議員のおっしゃられますように、紙の媒体利用等、これからも啓発に関しまして関係機関、関係部署との連絡を密にして、常に最新の情

報を収集し、市民の安全な暮らしのため情報提供を、また周知に努めてまいりたいと思います。

また、現在も県警から振り込め詐欺の発生情報があると、即時に防災行政無線により市民の方にお伝えしていますので、そのことについても今まで以上に迅速に対応してまいりたいと思いますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前11時01分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○議長（坂本康隆君） 次に、20番 杉原 勲君の一般質問を許可いたします。

20番 杉原 勲君。

○20番（杉原 勲君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

平成20年3月に策定された「第1次紀の川市長期総合計画」に基づき、まちづくりをされ、その結果、一定の成果を上げられたことについては大いに評価ができるところであります。

そのような中、昨年度よりさらに安全・安心なまちづくりのための「第2次紀の川市長期総合計画」が始まり、目標の達成のために私も議員として地域の皆さんとのパイプ役となるように、微力ながら今後も頑張っていかなければならないと再認識をいたしております。

今回の質問は、公有財産の適正管理にということでお聞きをいたします。

紀の川市も平成17年に旧那賀郡の5町が合併を行い、13年が経過をいたしました。これからの時代、紀の川市に合った公共施設のあり方ということで、整備された用途や目的が重複している公共施設が多数存在していると思います。

そのような中で、現在においても那賀支所、桃山支所及び保育所、小学校、中学校等の統合による旧跡地の利用及び売却等の計画をどのように考えているのか。また、合併特例債もあと少しでなくなり、税収も減少し財政が厳しくなるのが必然的な中で、支出を抑えなければならぬと考えます。収入が減れば、一般家庭においてはビールを発泡酒に変え、また、たばこを喫煙される方は本数を少なくし、食材においては少しでも安いものを購入するなどの創意工夫をされ、努力を行っております。

そのような思いのもと、公共施設敷地で借地をしている土地をこれからどのような考え

で計画しているのか、返却、購入等を考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、これから先、ますます少子化・人口減少が進むと予想される中で、考えられる保育所、小学校の統廃合、また市営住宅の老朽化、入居者の減少による市営住宅の空き家住宅などの将来どのような計画方針であるかをお聞かせいただいて、1回目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 企画部から、公共施設の跡地利用や未利用の土地における売却等の方法や考え方、公共施設敷地に係る借地の対応、また少子化や人口減少が予測される中、今後の公共施設の適正な管理に係る計画や方針についての3点についてお答えいたします。

最初に、跡地などの対応や売却に関してお答えいたします。

行政財産のうち、市民サービス提供のため、目的を持って使用することが不要となった行政財産については、原則、売却を一つの方法と考えております。

市役所内全ての部署を対象に、有効な活用方法がないか調査検討を行い、有効な活用が見出せない土地については、旧庁舎跡地の一部などを含め、適正な売却価格について鑑定により算定し、売却を行う方針としております。現状では、売却可能な候補地である公共施設の跡地も増加し、管理業務、管理コストが増加傾向にあることから、管理コストの縮減や売却による収税等確保などのメリットを考慮し、効果的な売却を進めるための計画、また価格の研究も進めていく必要があると考えております。

次に、公共施設敷地の借地に関してお答えいたします。

それぞれ施設の行政目的に応じ、それぞれ所管となる課で対応しておりますが、特に今後も長期にわたり、行政目的をもって使用する施設の場合は、地権者の方に対し購入に向けた積極的な働きかけを基本とし、場合により借地料見直しの働きかけにも努め、借地の解消に向けた取り組みを推進していく必要があると考えております。

次に、今後の公共施設の適正な管理に係る計画や方針についてお答えいたします。

今後、ますます少子化・人口減少が進むと予測される状況の中、人口規模や財政規模に見合った公共施設を維持管理するために、国からは令和2年度中に個別の施設ごとに施設の必要性とともに、長寿命化に取り組む場合の維持補修に向けた計画をどのように進めていくかなどの、より具体的な対応方針を定める個別の計画策定が求められている状況にあります。

そのため、紀の川市では、「紀の川市公共施設マネジメント計画」に基づき、今後の人口推計や各施設の使用状況、各施設の更新、複合化や統廃合、また大規模修繕等などについて、施設ごとの機能維持と将来の負担コスト縮減という相反する2極の観点から、より計画的・効率的な維持管理や更新に取り組むことが必要であり、公共施設を所管する関係部署とともに、本年度から施設ごとの具体的な対応方針を定める個別計画の策定に向け、

協議検討を進める予定でございます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議員御質問の福祉施設跡地の今後の計画でございますが、現在、保育所5施設、老人憩いの家1施設を福祉部の担当課で管理しております。

この施設は統合・民間移管により、もともとの福祉施設としての役目は終えております。

今後は、公共施設マネジメント検討委員会において、庁内関係各課と協議を行い、跡地利用や売却等を検討してまいります。

その中で、市の全体計画や地域において子どもや高齢者等にとって、福祉的に有効な提案がなされた場合は、福祉部として応援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、教育部所管に関して答弁をさせていただきます。

教育部所管となる学校施設用地や社会教育施設用地においては借地があり、賃貸借契約を締結しています。

地権者とは、契約更新時には買収をさせていただけないかと協議を持ちかけていますが、ほとんどの地権者は売却の意志は「ない」と言われる中で、少なくとも賃借料の見直しについて協議をお願いしているところであります。

また、跡地の有効利用という点につきましては、最近では廃校となった細野小学校において、校舎や屋内運動場など解体撤去工事を行い、整地し、地権者に返却をしたところがありますが、今後においても廃校・廃館等により跡地が発生する場合は、借地については地権者に返却、市有地については市の方針に基づき関係部署と協議を行い、売却や有効利用等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、建設部所管の市営住宅の老朽化や空き家に対する維持管理、また今後の方針や計画についての御質問ですが、現在、改良住宅を除く公営住宅の住宅総数は175戸、うち建物の耐震性のない耐用年数を超えた木造住宅が121戸あり、そのうち現在住まわれている戸数は57戸で、64戸は空き家となっている状況でございます。

安全性が確保されていない改修困難な住宅につきましては、本来は早期に解体するなど対策を講じなければならないところでございますが、入居者の移転の問題や長屋住宅に空き家があっても1戸だけ入居しているため撤去できないなど、いろいろな事情により対策がおくれてきた経緯もございます。

しかしながら、老朽化の著しい改修困難な住宅につきましては、空き家も含め放置すれば維持管理費の負担増や周囲への環境悪化の原因にもなりますので、撤去可能なものにつきましては順次解体し、ある程度まとまった土地が確保できた時点で、庁内の公共施設マ

ネジメント検討委員会に付議、申請を行い、関係各課と協議の上、今後の利用方法を探ってまいります。

また、すぐに撤去できない空き家等については、近隣の住民の方に迷惑がかからないよう日常の見回りを行うなど維持管理に努めてまいります。

また、改良住宅や一部の公営住宅につきましては、耐震診断の結果、耐震が確保できているため、今後も長寿命化計画に基づき、順次修繕工事を進めてまいります。

次に、今後の市営住宅の整備計画でございますが、住宅の老朽化問題は喫緊の課題であることから、平成29年度に庁内関係部署で市営住宅建替等検討委員会を立ち上げ、今後の市営住宅の方針等を協議してきたところでございます。

市営住宅は、住宅困窮者のためにも一定の確保は必要であり、現在の入居状況や今後の需要等を見きわめながら整備を進めていかなければならないと考えております。耐震性がなく耐震改修もできない老朽化住宅に住まわれている入居者の関係等もございしますが、市としましては、まず入居者の安全確保を第一に考え、今現在、新たな市営住宅を建設する方向で検討しているところでございます。今年度は住宅の規模や候補地の選定など、いろいろな調査を進めてまいります。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

20番 杉原 勲君。

○20番（杉原 勲君）（質問席） 各担当部長より答弁をいただきました。

企画部の公共施設マネジメント課が、各担当部署と検討をいただいているようですが、考え方、進め方が各部により少し差があるように思われます。また、対応が遅いようにも思われます。

答弁の中にも、企画部長、また教育部長の答弁に、契約変更時に買収の話をしてほほとんどの地権者は買収に応じていただけなく、賃貸料の見直しをお願いしているとの答弁がございました。

各部署においては頑張っただいておりますが、賃貸料についてはできるだけ安くしていただけるようお願いをさせていただくか、購入をさせていただくようお願いをさせていただきたいと思っております。

この先、賃貸料を支払い続ければ莫大な金額になると思っておりますので、購入交渉をぜひとも進めていただきたいと思います。

また、福祉部においては、部長答弁の中にも、福祉的に有効な提案があれば福祉部として応援をしたいと答弁がありました。市民の方から、保育所の跡地を地域の子どもの遊び場にできないかといった相談も受けております。跡地利用については、担当部署が変わるかもしれませんが、今回、その提案をいたしておりますので、ぜひとも応援をしていただきたいと思います。

詳細については、今回、時間制限がございしますので、次会じっくりとそのことについて質問をいたしたいと思います。

先ほども言いましたが、一般家庭であれば急いで対応すると思います。借地をしている土地、他の公共の土地等を、計画の見直し等を推進し、活用方法を統一し、速やかに進めるために専門的な担当部署も必要になるかと考えられますが、組織、体制的な課題として、市はどのように考えておられるのか、副市長に答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長 林 信良君。

○副市長（林 信良君）（自席） 杉原議員の御質問に御答弁申し上げます。

先ほどから、各担当の部長から答弁をしてございますが、今後の公共施設のあり方、また方向性を定めていくために、「公共施設マネジメント計画」に基づき、今後の人口推計や各施設の利用状況を踏まえ、計画的・効率的な維持管理や更新を目指すことが重要であり、今年度から3年間で施設ごとの具体的な対応方針を定める個別計画の策定を進めてございます。

また、公共施設の跡地、未利用の土地は、今後、市として有効な活用が見出せない場合は、早期に売却を含めた処分を進めること。

また一方、借地においては、将来にわたり行政財産として必要な場合は地権者の方に対し、購入の意思をお伝えして協議をお願いしてまいりたいと、このように考えてございます。

なお、これらのときの価格設定でございますが、市としましては市民の財産として、取得、また売却することになりますので、事案ごとの諸条件を考慮しながらも鑑定価格を基準としてまいりたいと、このように考えてございます。

なお、また杉原議員からいただきました売却や借地の対応に係る提案も参考にさせていただき、今後も適正かつ効率的・効果的に進めてまいりたいと、このように思っております。

そして、今後さらに少子化、人口減少が進むと予測される中、本市の人口規模や財政規模に見合った公共施設のあり方として、将来にわたり持続可能な施設利用の確保を行い、適正な施設運営管理による健全な財政運営に努め、市民の皆様へ適正なサービスの提供を続けていくための個別計画の策定を含め、公有財産の適正な管理運営を行うための手段として担当部署体制の見直しが必要か研究を行い、必要であると判断すれば、検討を進めてまいりたいと、このように考えてございますので、御理解いただきたい、このように思います。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔杉原議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、杉原 勲君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、9番 中村まき君の一般質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 議長のお許しをいただいたので、一般質問いたします。
加齢性難聴者の補聴器購入費の助成について質問します。

年を重ねると、聞こえにくい、聞こえないということから、さまざまな困難が生じます。例えば、玄関のチャイムが聞こえなければ誰かが来てわからない、電話の着信音が聞こえない、病院などでの呼び出しが聞こえないなど、以前は聞こえていた音が聞こえなくなる。また、外を歩いているときでは、後ろから近づいてくる自動車や自転車に気づけないので、接触してしまう可能性も高まります。

これらのように、聞こえが悪くなると日常生活が不便になったり危険に気づかなくなるなど、直接的な問題だけではなく、脳は感じたり、考えたりすることが少なくなります。さらに、難聴になると周りの人とのコミュニケーションが減り、社会的に孤立し、認知機能の低下にもつながります。認知機能の低下を招く、つまり認知症の発症につながると考えられています。

2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会が、認知症の約35%は予防可能な九つの原因により起こると考えられる。その中で難聴が最大の危険因子であると発表しました。そのほかの予防可能なリスクとしては、糖尿病や高血圧、社会的孤立、鬱などがあります。

また、厚生労働省の認知症施策推進総合戦略「新・オレンジプラン」の中でも、難聴は危険因子の一つとして上げられています。

このように報告がされている中で、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象になる方は、障害者手帳が交付された両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者です。具体的に言うと、40センチ以上離れると、聞き取れないという難聴者が対象です。また、片耳だけが難聴では、手帳は交付されません。

WHO（世界保健機関）では、聴力レベルが中程度の41デシベルからの補聴器の装着を推奨していますし、日本聴覚医学会でも聴力レベル40デシベル以上、70デシベル未満の中等度難聴者に対して補聴器の装着を推奨しています。40デシベルとは、会話が聞き取りにくくなったかなと感じるレベルで、通常的生活を送るのに大きな問題になることはないが、小声で話をするのが苦手だと感じたり、何度も聞き返すことがふえるくらいの聴力です。その程度で補聴器が必要なのかと思われる方もおられると思います。

しかし、この段階から使用することで、難聴の進行を緩やかにすることができると言われています。補聴器は、人それぞれに合わせようとすると、両耳で30万円以上になる場合もあります。このため、低収入の高齢者は購入を諦め、聞こえないまま毎日を過ごすこととなります。

今回は、これらのことを踏まえて質問します。

まず、難聴の方への施策や対応は、現状どうなっていますか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 中村議員御質問の加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設についてお答えします。

難聴の方に対する現在の取り組みであります。補聴器を用いた聴覚障害の補正につきましては、補聴器がメガネや義足などと同様に、身体の一部の欠損または低下した機能の補完を主たる目的とするものであることから、介護保険制度による福祉用具の貸与等の対象とはされておりません。

したがって、身体障害者手帳の交付対象者への障害者総合支援法等に基づく補聴器の購入助成が行われているのみでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 最近では、中等度の難聴者を含む加齢性難聴者に対しての公的補助を行っている自治体もふえてきています。高齢化が進む紀の川市としてはどのように考えますか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 今後、高齢化が進む中での市の考え方ではありますが、議員御指摘の難聴と認知症の関係性につきましては、難聴は高血圧、糖尿病、喫煙等と並び認知症の危険因子であるということが、平成27年に厚生労働省を初めとして、関係府省庁共同で策定された認知症施策推進総合戦略、いわゆる新・オレンジプランにおいて報告されております。

また、幾つかの研究では、高齢者の社会的な孤立、例えば、狭い範囲での社会関係、ひとり暮らし、他者との活動への不参加など、認知症のリスク増加や認知機能の低下に関係すると言われております。聞こえないことで、他人とのかかわりを敬遠するようになり、家にひきこもり、日常の活動が低下する、そういったことで認知症の発症リスクが高まるという報告があることから、高齢者が難聴で孤立しないようにすることが肝要であると考えております。

さらに、75歳以上の高齢者の半数以上が難聴であること、国立長寿医療研究センターの調査結果もあることから、加齢性の難聴に対処するということは、認知症を予防し、将来の介護給付費を抑制する手段の一つとなり得る可能性がある、そのように認識しております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 高齢者が難聴で孤立しないようにすることの大切さや、加齢性難聴への対処が認知症予防、介護給付費抑制の一つの手段となる可能性があるとの答弁がありました。

それであるならば、全国的にも65歳以上や70歳以上を対象としてさまざまな方法で独自に助成している自治体がふえてきているように、本市でも助成医療に取り組んではどうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 議員御質問の今後の取り組みですが、新オレンジプランにおいて認知症の危険因子に対して、防御因子として運動、食事、社会的参加、活発な精神活動等が指摘されております。運動、口腔に係る機能の向上、栄養改善、社会交流など日常生活における取り組みが、認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、自主運動サークルの活動支援や紀の川てくてく体操の活動拠点の整備、サロン等の居場所づくり事業、栄養教室等の開催及びフレイルサポーターによるフレイルチェック事業等により、介護予防の取り組みをさらに推進してまいります。

同時に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が、平成30年から補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を行っていることから、今後の国等の動きを注視しつつ、その有効性について慎重に検討してまいります。

以上のようなことを勘案いたしましたときに、議員御提案の加齢性難聴者への補聴器購入助成制度につきましては、現時点での実施には、なお課題があると考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 今、市独自の補聴器購入費助成制度には課題があるとの答弁がありました。確かに、加齢性難聴者というだけでは対象者が広過ぎるなどの課題があることも理解はしています。

しかし、兵庫県議会で加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が全会一致で採択されました。また、佐賀県唐津市議会、北海道伊達市議会でも同様の意見書が出されています。自治体独自でのこの事業に取り組んでいる自治体もふえてきています。

3月に行われた参議院財政金融委員会において麻生財務省は、「補聴器購入に伴う公的補助に関して、補聴器は結構高いものでこういったものが必要だということはよくわかっております。厚労省から提案はまだないが、やらなければならない必要な問題だ」と答弁しています。このように、さまざまな動きがあちこちで広がっています。

また、最初にも話させていただきましたように、新オレンジプランなどでも、難聴と認知症の関係性が位置づけられています。聞こえにくさで不便を感じておられる方も補聴器が普及することで生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができます。さらには、本市も力を入れている認知症の予防にも、健康寿命を延ばすことにも、さらに医療費の抑制にもつながると考えています。

このようなことから、市として国に対して加齢性難聴者の補聴器購入費に対して、公的補助制度の創設を働きかけることはできなでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村まき議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にし、日常生活の質を落とすばかりか、認知

機能の低下にも関係すると言われております。

国の制度創設を求めることにつきましては、補聴器を用いた聴覚障害者の補正、その有効性について、今後の国等の検証・研究を注視しつつ要望してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（坂本康隆君） 以上で、中村まき君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、14番 室谷伊則君の一般質問を許可いたします。

14番 室谷伊則君。

○14番（室谷伊則君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告順に従い、安全・安心なまちづくりの観点から、避難所の環境改善と備蓄費の拡充について、分割方式で一般質問を行います。

まず1点目に、市管理の体育館、地区集会所、公民館における避難所の環境についてありますが、特に現在、各避難所における空調、すなわちエアコンの設置状況と今後の取り組みはどうかということについてお伺いいたします。

2点目に、女性に配慮した備蓄品の確保について、3点お聞きいたします。

一つ目に、危機管理部の女性職員数は現在何名でしょうか。

二つ目に、女性の目線に立った避難所運営の策定は現在どのようにされていますか。

また、三つ目として、女性の視点から避難所を考えるリーフレットなどの作成はされていますか。

次、3点目として、乳児用液体ミルクの備蓄の現状と導入についてお伺いをいたします。

4点目として、現時点における備蓄品の全体目標数に対する達成状況及び品目についてお聞かせください。

以上、4点、1回目の質問とし、担当部長の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） 室谷議員の御質問にお答えいたします。

避難所の現状及び環境改善と備蓄品の拡充についての市管理の体育館・地区集会所・公民館における避難所の環境改善と現状についてということで、まず、指定避難所の現状ですが、紀の川市における指定避難所は50カ所ございます。そのうち学校等の体育館が30カ所、うち、市管理の学校等の体育館27カ所で、その他20カ所においては、市管理の各保健福祉センターやコミュニティーセンター、また自治区の集会所、市や自治区以外の施設もございます。

これら50カ所の指定避難所のエアコン設置状況ですが、市管理の体育館27カ所も含めて、体育館30カ所にはエアコンを設置している体育館はございません。その他の体育館以外は、一部を除き、指定避難所にはエアコンは設置されている状況でございます。

災害の状況や種別により、避難所の開設が異なることがあり、避難される皆様には御不

便をおかけする場合がございますが、市といたしましては、市民の皆様が災害から安全に避難され、その後、避難生活の安全性の確保や被害現状が最小限に抑えられることができるような避難所であることが重要と考え、50カ所の避難所を指定してございます。

しかし、避難が困難な高齢の方々などには、近隣の施設等を利用することにより円滑な避難ができると思われまますので、安全を確認した後に、区長様や施設の管理者の方々には御面倒をおかけいたしますが、地域の集会所等を一時避難所として活用いただければと考えております。

続きまして、避難所の環境改善等に係る指定避難所のエアコン設置について、市管理の体育館のエアコン設置の御質問ですが、体育館がエアコンを設置することを前提に建築されていませんので、設置事業費、また電気代や修繕費等を含む維持管理費も多額な費用がかかります。

体育館のエアコン設置に関して、当面の対策としては、体育館以外の市管理の指定避難所は全てエアコンが設置されていますので、近くの別の市管理の指定避難所に避難していただいたり移っていただくことが一つ上げられます。

また、これまでの各種企業との災害時協定で、移動式のスポットクーラーやヒーターなどを必要数調達することも対応策の一つと考えております。

体育館へのエアコン設置につきましては、施設管理者である教育部を初め、関係部局との協議・調整が必要と考えます。

国策として、設置事業費や維持経費に関し、現在、国が示している防災・減災対策の支援内容について拡充していただくことを国・県へ要望してまいりたいと考えてございますので、御理解くださるようお願いいたします。

女性に配慮した備蓄品の確保について、1点目の危機管理部の女性職員数でございますが、正職員の女性職員の配属はございません。女性は臨時職員1名配属されているだけです。

2点目の女性の目線に立った避難所運営の策定でございますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災、直近の熊本地震、鳥取地震の避難所運営の教訓を踏まえた和歌山県の避難所運営マニュアル作成モデルをもとに、平成30年度に当市の避難所運営マニュアルも改定し、各指定避難所に設置してございます。

避難所には、女性はもとより、障害者、高齢者、子どもなど、配慮を要する方々が多数避難してくることが想定されますので、それぞれバランスよく配慮できるよう、保健師の巡回など対応について関係部局と検討していきたいと考えてございます。

また、自主防災組織や防災ボランティアの女性の方々に避難所運営に携わってもらい、女性を初め、その他配慮が必要な方々が安心して避難生活を送れるような運営ができればと考えてございます。

3点目の御質問で、女性の視点から避難所を考えるリーフレットなどの作成に関しましては、市独自では作成しておりませんが、先ほどからも答弁させていただきましたように、

市として女性の御意見・御要望を取り入れながら運営していくことが大事であると思いますが、避難してくる人はさまざまで、配慮が必要な方々にバランスよく対応していくことも大切と考えておりますので、改定した市のマニュアルをもとに、自治区等の自主防災組織の研修や訓練において引き続き活用し、啓発を行っていきたいと考えてございます。

乳児用液体ミルクの備蓄の現状と導入についてお答えいたします。

備蓄食料品と備蓄資機材を合わせた備蓄品は多種多様で、ここ数年でも、議員がおっしゃっている「乳児用液体ミルク」ほか、新たな商品がどんどん開発・販売されるようになってきていることは承知してございます。

しかし、全ての備蓄商品を本市が備蓄していくのは困難であり、現在のところ、本市では、「乳幼児用液体ミルク」や粉ミルクの備蓄は行ってございません。

特に、備蓄食料に対する考え方として、好き嫌いの好み問題、必要数の把握の問題、賞味・消費期限及び廃棄の問題、アレルギー物質の問題、備蓄場所の問題、また、もちろん財政的な問題もございますので、基本的に必要な食料は、まず各御家庭で確保していただくということを考えてございます。

したがって、本市の食料品の備蓄については、水と御飯、アルファ米とおかゆもの、そして保存パンのみの備蓄となっております。

乳幼児用液体ミルクにつきましては、大切な赤ちゃんの口に入るものですので、各御家庭で責任を持って災害時の避難に備えていただけるよう推進したいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

現時点における備蓄品の全体目標数に対する達成状況及び品目についてお答えいたします。

現在、市の備蓄物資の種類は、市地域防災計画で24種類ありまして、先ほど少し触れさせていただきましたが、食料としては、水、御飯、アルファ米、おかゆものです。そして、パンのみの備蓄を行っています。

また、これらと合わせて、簡易携帯トイレの備蓄の4つの品目に関しては、「東海・東南海・南海地震が連動して起きる巨大地震、いわゆる、三連動地震」における本市の避難想定数4,303人を想定して、約3日分程度の備蓄を計画的に進めております。

水は、平成30年10月現在、500ミリリットルが31%で約1万6,000本、令和5年中に100%の5万1,636本の備蓄を目指しています。御飯類（アルファ米、おかゆもの）です。そしてパン類ですが、平成30年10月現在、47%で約1万8,000食分、これも令和5年中に100%の3万8,727食分の備蓄を目指しております。

簡易携帯トイレ、これは一袋5回使用できるもので、平成30年10月現在71%で、約9,000袋、令和3年中に100%の1万2,909袋の備蓄を目指しています。

次に、粉ミルクや液体ミルクの備蓄はございませんが、消毒・殺菌済みの使い捨て哺乳瓶、1セット5本入りを500セット、100%備蓄しています。

その他、主なものとして、平成31年3月末現在で、毛布5,326枚、組み立てトイ

レ43基、簡易トイレ135セット、救命胴衣95着、救急セット34セット、浄水装置2基、移動かまど8台を整備しております。

また、本年度予算から新たに承認いただきました「避難所機能強化事業」において、本年度と来年度の2カ年計画で、市内の指定避難所50カ所中、本年度はまず孤立の可能性がある避難所のほか、優先的に機能強化を図る必要のある指定避難所36カ所を選定して、災害時に避難してきた市民が安全で安心して過ごせるように、防災倉庫や発電機、LED三脚投光器、コードリールほか、整備を順次進めているところであります。

備蓄に関してはいろいろな考えがあります。規模にもよりますが、他市町村の備蓄の状況もさまざまです。備蓄品も多種多様で、災害の規模により、どれをどれだけというのは非常に難しい問題でございます。

しかし、日々、より便利な備蓄品も開発され、販売されていますので、今後も議員皆様、また女性や高齢者の御意見も伺いながら検討させていただき、紀の川市に合った備蓄を進めていきたいと考えていますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから避難所に関するの教育部所管に係る部分について、答弁をさせていただきます。危機管理部長の答弁と重複することもあると思いますが、よろしく申し上げます。

現在、避難所となっている体育館等にはエアコン設置ができておりません。一方、公民館等におきましては、収容人数に限られる中で、順次、老朽化対策等も必要と考えますが、和室、洋式トイレ・障害者トイレに加え、エアコン整備ができております。

そのような中、議員御質問の各避難所へのエアコン設置について今後の取り組みということですが、今後、いつ大災害が襲ってくるかわからない中で、安全・安心なまちづくり、充実した備えとして非常に重要であることを認識してございますが、体育館全てにエアコンを完備するとなると、設置工事費から維持管理に係るランニングコストまで、莫大な財源確保が必要になります。現在、市民体育館においてエアコンを設置しておりますが、使用料とは別にエアコン代として1万800円、時間当たりの負担をお願いしています。このように設置費はもちろんのこと、長期にわたる運営コストも視野に入れなければなりません。

そういったことを踏まえ、国レベルにおいては避難所の環境整備について議論が交わされているという事実もある中で、教育委員会管理施設という位置づけを超えて、財源確保を初め、国の施策として考案していただけるよう強い要望と、同時に本市におきましては関係部局で政策協議等を進めながら研究・検討をすべきと考えますので、御理解、お願いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 柏木健司君。

○総務部長（柏木健司君）（登壇） 総務部から、室谷議員御質問の各避難所へのエアコ

ン設置状況と今後の取り組みの中で、地区集会所の現状と今後の対応についてお答えいたします。

地区集会所につきましては、風水害、地震等の災害に応じ、災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、その危険から一時的に身を守るために避難する場所であり、災害が起これば地域住民が集まり安否確認を行うなど、共助である地域防災の中心となる役割を担う場所と考えられます。

市内には約290余りの地元が管理している集会所が存在しますが、エアコンの設置状況につきましては、市では全ての把握はできていないのが現実でございます。

地区集会所の環境整備につきましては、地域の皆さんが日常的に使用・管理している中で、必要に応じ整備されているものと認識しております。

集会所へのエアコンの設置につきましては、従来どおり地元からの要望によりまして「地区集会所整備事業補助金」を活用していただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

14番 室谷伊則君。

○14番（室谷伊則君）（質問席） それでは、再質問いたします。

まず、1点目の各避難所におけるエアコン設置状況と今後の取り組みであります。ただいま各担当部長から御答弁をいただきましたが、現在、空調環境の整備ができていない避難所の対応は、近くの別の市管理の空調環境が整った避難所に避難をしていただく、また災害協定で移動式のスポットクーラーやヒーターなどを必要数調達するなど等の対応を考えていると答弁をいただきました。

今回、避難所の収容人数につきましては、インターネットにも掲載されておりますので余り深く触れませんが、では、環境の整った別避難所で全ての避難者の受け入れができるのか、またそういったスペースがあるのかどうかということが問題になるのではないのでしょうか。

また、災害協定で移動式のスポットクーラーやヒーターなどを必要数調達するとの御答弁がありました。どの避難所に、どこから何台の空調を配置するなどのマニュアルの策定は現在できているのでしょうか。体育館のエアコン設置率に関しては、全国で約1.4%と低く、最も設置が進んでいる東京でも9.2%にとどまるなど、全国的に見ても設置がおくれています。

しかし、災害は季節を問わず発生します。近年、全国で大規模災害が発生しております。2016年4月に発生した熊本地震では、夜の寒さなどを理由に避難所である体育館から出て車の中で寝泊まりをする人が多く、その結果、エコノミークラス症候群などの二次災害を引き起こしました。また、2018年7月の西日本豪雨では、30度を超える猛暑とも重なり、サウナのような避難所の暑さが課題となり、このように避難所生活が長引いた場合、心身ともに健康を害するおそれがあるため、ぜひ体育館へのエアコン設置が現在災

害時における喫緊の課題ではないかと考えます。また、早期設置が求められているのではないのでしょうか。

エアコン設置には、体育館のバスケットボールコート2面で、およそ約2,000万円もの費用がかかると言われております。最近は、スポットバズーカーエアコンなど、およそ5分の1の費用で設置可能な新しい設備の開発も進んでおり、導入もしやすくなっているのが現状ではないのでしょうか。災害時、安堵を求めて避難所に避難される皆様に、まず避難所の室内温度環境の配慮が必要ではないのでしょうか。

今回、備蓄品のことにも触れさせていただいておりますが、災害時のために本市の備蓄はとても重要であります。物資においては災害協定や他府県、他市町村からの救援物資の支援もあります。しかし、災害時における避難所の環境改善はすぐには他府県からの支援は受けられません。ですから、本市の避難所の空調環境は本市が紀の川市民のために整えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、体育館は避難所だけの建物でなく、夜間や週末、長期休みの際には地域住民のクラブ活動や行事などにも頻繁に使用されています。

このような現状を踏まえ、エアコン設置後のランニングコストについて、2018年11月の衆議院予算委員会において公明党の石田政調会長は、エアコン設置後の自治体のランニングコストに対する支援の訴えに対し、石田真敏総務大臣は、調査結果を踏まえ、適切に措置したいとの答弁をされております。

国においても、体育館へのエアコン設置の必要性は認識されています。また、エアコンが設置できている避難所、エアコンが設置できていない避難所があるとの部長答弁がありました。このような避難所の環境格差が少しでもなくしていかなければならないのではないのでしょうか。特に、多くの避難者の方々を収容できる体育館にエアコンを設置する必要があると考えますが、この点について再度答弁を求めます。

次に、2点目の女性に配慮した備蓄の確保や乳児用液体ミルクの検討についてですが、現在のところ、本市では乳幼児用液体ミルクや粉ミルクの備蓄は行ってございませんとの答弁がありました。ここで少し液体ミルクのことについて触れてみたいと思います。

まず、液体ミルクは、開封して哺乳瓶に移しかえればすぐ乳児に与えられるということです。避難所などでは、水を十分に確保できない事態もあり得ます。液体ミルクは母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年間保存できます。海外では、既に商品化されています。しかし、当時日本では安全性などの基準がなく、国内での製造・販売は認められませんでした。

しかし、転機となったのは、2016年に発生した熊本地震でした。海外から救援物資として届けられた液体ミルクが注目され、政府は18年8月製造・販売を解禁する改正省令を施行しました。液体ミルクは、計量やお湯の温度調整が必要な粉ミルクよりも手間がかからず、外出時などの際にとっても便利とされています。

注目すべきは、災害時の備蓄品としての活用であります。特に、母乳が出ない母親にとって支えとなるに違いないと思います。政府も、その利便性に着目して、内閣府は自治体に向け、男女共同参画の視点からの防災、復興の取り組み指針を2019年度に改定する方針です。乳幼児に早期に必要な物資として、粉ミルク用品などに加えて液体ミルクの明記を検討しております。

それと、もう一つ課題は、液体ミルクの認知度のアップです。実際、2018年9月の北海道東部地震などで支援物資として液体ミルクが届けられたが、自治体の知識不足などから十分に活用されなかったそうです。このような事態にならないように、災害時における液体ミルクについて、自治体の正確な情報や使用方法などを発信していく必要があると考えます。

先ほども備蓄品は多種多様で、全ての備蓄品を本市が備蓄していくのは困難であり、基本的に必要な食料は、まず各御家庭で確保していただくという考えでありますとの答弁がありました。当然、自助の考えから、家庭での備蓄は1週間分、最低でも三日分と我が家の防災メモにも記載されているように、家庭での確保は基本であります。全ての災害が自宅から備蓄品を持ち出せる状況にあるかどうかわかりません。

このような事態を想定し、せめて紀の川市の未来を託す赤ちゃんには整った備蓄体制をとっていただきたいと考えますが、この点について再度答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（白席） 室谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほどの答弁で、指定避難場所の体育館からエアコン設置の避難所へ移っていただくのは、体調が悪い方や要配慮者の方々等を中心とした考えでございますので、説明不足で申しわけございません。

現在、本市では、指定避難所の運営に当たりましては、備蓄品の調達、また必要物資を迅速に調達できるようさまざまな企業・団体との災害時協定をするなど、良好な避難所生活環境の確保に向けて取り組んでおります。

議員がおっしゃられています移動式のスポットクーラーの設置等に関するマニュアル等のようなものは、現在作成しておりませんが、平成19年度災害物資の調達協定を交わしていますNPO法人コメリ災害対策センターに移動式のスポットクーラーやヒーターは、それぞれの機種により半径何メートルまでの範囲は冷暖房可能といった能力・容量がありますので、それを体育館の面積から割り出し、体育館の機密性の問題は残りますが、必要数を計算するとなっております。現在、それを含め、空調関係は企業の協定で調達をするという考えでございますので、御理解いただきたいと思っております。

体育館へのエアコン設置につきましては、避難所用として設置しても日常的な利用にもつながっていくことが予想され、設置費用だけではなく、施設の断熱化や光熱水費等の維持経費の増大等を考慮する必要がございます。

こうしたことから、避難所として体育館へのエアコン設置をする必要性については指定避難所だけのことではありませんので、市としてはエアコン設置事例を把握し、今後、教育部、関係部局と連携し、さまざまな観点から調査・研究に努め、先ほど答弁いたしましたように、国の施策として、現在、国が示している防災・減災対策の設置事業費に対しての支援策だけではなく、維持経費等も加えた支援策を講じられるよう国・県へ要望してまいりたいと考えてございますので、御理解くださるようお願いいたします。

災害時の液体ミルクにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、まずは各御家庭で備蓄いただくこと推進いたします。また、地域での公助として、ミルクも含め食料の備蓄をそれぞれ自主防災組織や自治区でも考えていただきたいと思っております。

しかし、家が被災したなどの原因でミルクが持ち出せなかったお母さんについては、災害救援物資調達の協定先からの調達を考えてございますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

14番 室谷伊則君。

14番、申し合わせにより30分以内と申し上げておりますので、簡潔にお願いしたいと思っております。どうぞ。再々質問、ございませんか。

〔室谷議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 終わりますか。

以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

これもちまして、本日予定されておりました一般質問は全て終了いたしました。

次会は、明日6月10日、月曜日、午前9時30分から再開をいたします。

本日、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 0時13分）